

## 解約についてのご案内

### ① 契約期間満了日について

解約受付は退去届を当社に郵送された消印日及び持参された日を受付日と致します。受付日から賃貸借契約書記載の解約予告期間経過後が最短での契約満了日となります。

【例】 1ヶ月前予告・・・退去届受付日:4月15日⇒最短契約満了日:5月15日

### ② 退去届の郵送方法について

退去届提出後の退去日変更及び退去の取消は出来ませんのでご注意ください。

郵便局からご郵送するなど、必ず郵送記録の残る方法でご郵送下さい。

記録の残らない方法で郵送を行い、当社に届かない等のトラブルが発生した場合は責任を負いかねますので予めご了承下さい。

### ③ 最終月の日割家賃の計算方法について

1ヶ月に満たない期間の賃料等は、1ヶ月を30日として日割計算した額となります。

尚、契約期間満了日前に退去された場合においても家賃は満了日迄支払う事となりますのでご注意ください。

### ④ 立会について

立会とは・・・退去後の室内リフォームの方針をお客様に直接確認、ご説明いたします。

立会日時は契約期間満了日迄の荷物の搬出が完全に済んだ後に、10:00～17:00の間で、実施させて頂きます。スケジュールの調整が必要ですので、立会希望日 最低10日前迄 にご連絡下さい。

尚、敷金の精算に関わる事ですので必ず行うようご注意ください。

### ⑤ 粗大ゴミの処分について

粗大ゴミについては、引越業者に処分してもらうか、各区役所・清掃事務所等にお問合せ頂き、収集日、料金等を確認の上、各自の責任できちんと処分をして下さい。

万が一、所定の手続きを行わず、共用部分に放置された場合、処分費用をご請求させて頂きます。

以上

株式会社 テイファライフ

TEL 03-3655-1558

